

原規規発第 2011167 号  
令和 2 年 1 1 月 1 6 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄 殿

原子力規制委員会

核燃料物質の使用に係る保安規定の変更について（認可）

令和 2 年 5 月 1 1 日付け令 0 2 原機（大安）0 2 7 をもって申請（令和 2 年 8 月 3 1 日付け令 0 2 原機（大安）0 6 6 をもって一部補正）のあった下記の事業所に係る標記の件について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき、認可します。

記

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所（南地区）